

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月二十五日

広島県人事委員会

委員長 高 升 五十雄

広島県人事委員会規則第六号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十二年広島県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一行政職給料表級別標準職務表六級の項1中「室長」を「担当監」に改める。  
別表第九中「新大六卒」を「大学六卒」に、

歯科衛生士	
高校専攻科卒	短大卒
○	○
四	二・五 二・五
九	八
一一二	一一 三
一六	一五 四
二〇	一九 四

を

歯科衛生士		
高校専攻科卒	短大二卒	短大三卒
○	○	○
四	二・五 二・五	一 一
九	八	六
一一二	一一 三	九 三
一六	一五 四	一三 四
二〇	一九 四	一七 四

に

改める。

別表第十一2の部一の項中(2)を(2)とし、(20)を(21)とし、(19)を(20)とし、(18)を(19)とし、(17)を(18)とし、(16)を(17)とし、(15)を(16)とし、(14)を(15)とし、(13)を(14)とし、(12)の次に次のように加える。

(13) 歯科衛生士法による歯科衛生士学校又は歯科衛生士養成所（いずれも修業年限三年以上のものに限る。）の卒業者

別表第十一2の部二の項(14)中「歯科衛生士法」を「平成十六年文部科学省厚生労働省令第五号による改正前の歯科衛生士学校養成所指定規則」に改める。

別表第二十一中

歯科衛生士	
高校専攻科卒	短大卒
一級十一号給	一級十五号給

を

歯科衛生士		
高校専攻科卒	短大二卒	短大三卒
一級十一号給	一級十五号給	一級二十一号給

に改める。

附 則

この人事委員会規則は、平成二十二年四月一日から施行する。